

府子本第 289 号

令和元年 7 月 22 日

公益社団法人全国保育サービス協会

会長 草川 功 殿

内閣府子ども・子育て本部統括官

(公 印 省 略)

「企業主導型ベビーシッター利用者支援事業の実施について」の
一部改正について

平成 31 年 5 月 8 日府子本第 575 号「企業主導型ベビーシッター利用者支援事業の実施について」を通知したところであるが、今般、別添新旧対照表のとおり一部改正し、令和元年 10 月 1 日から適用することとしたので通知する。

なお、「企業主導型ベビーシッター利用者支援事業の実施について」別添 1「ベビーシッター派遣事業実施要綱」の第 5 (5)(7)(8)(10)(11) に定める手続きについては、令和元年 7 月 22 日から適応することとする。